

地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会（第14回）

議 事 次 第

日 時 平成27年7月28日（火）
15：30～17：30
場 所 都市センターホテル6階
608会議室

議 事

- 1 開会
- 2 配付資料説明
- 3 意見交換
- 4 その他

資料

- ・ 地域手当関係
- ・ ラスパイレス指数関係

平成26年人事院勧告による見直し後の基準

地域手当の指定基準

1 概要

公務員給与に地域の民間賃金水準を的確に反映させるため、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して定める地域に在勤する職員に地域手当を支給。

(注) 人事院規則において、国の官署が所在する市町村を指定。

2 地域手当の支給基準

- (1) 賃金指数93.0(10か年平均)以上の地域(人口5万人以上の市)を指定。賃金指数が特に高い東京都特別区は、1級地(20%)とする。

級地区分	支給割合	10か年平均賃金指数
2級地	16%	109.5以上
3級地	15%	106.5以上～109.5未満
4級地	12%	104.0以上～106.5未満
5級地	10%	101.0以上～104.0未満
6級地	6%	97.5以上～101.0未満
7級地	3%	93.0以上～97.5未満

(注) 10か年平均賃金指数は、平成15年～24年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)の特別集計結果による所定内給与額の地域差指数(全国平均=100)により算出

- (2) 地域の一体性を考慮した支給地域の補正を行うため、(1)の基準を満たす中核的な市(都道府県庁所在地又は人口30万人以上市)への通勤者率(国勢調査により得られる、パーソントリップの数値)が高い地域*については、6級地(6%)又は7級地(3%)とする。

* 5万人未満の市町村についても対象とする。

中核的な市の級地(支給割合)	当該地域から中核的な市への通勤者率	
	6級地に格付け	7級地に格付け
1級地(20%)及び2級地(16%)	10%以上	
3級地(15%)	20%以上	10%以上
4級地(12%)	30%以上	20%以上
5級地(10%)	40%以上	30%以上
6級地(6%)	50%以上	40%以上
7級地(3%)	—	50%以上

(注) 今回の見直しにおける地域手当の級地区分の変更については、上位・下位ともに1段階までとする。

地域手当に関する総務省からの助言等

地方公務員の給与改定に関する取扱い等について (平成17年9月28日総行給第119号)	地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて (平成26年10月7日総行給第70号)
<p>第2 給与制度の改正等について</p> <p>2 地域手当</p> <p>(1) 地方公務員の給与について、それぞれの地域の民間給与の状況がよりの確に反映されるよう見直される必要があることから、国における俸給水準の引下げと地域手当の創設による取組を踏まえ、各地方公共団体が見直しに取り組むこと。その上で、地域手当を支給するに当たっては、次の事項に留意すること。</p> <p>ア 当該団体における給料水準の見直しを前提に、<u>国における地域手当の指定基準に基づき、原則としてこれにのっとり支給地域及び支給割合を定めること。</u></p> <p>イ 人口5万人未満の市町村で、国における地域手当の指定基準により判断できない市町村にあつては、原則として支給対象としないこと。</p> <p>ウ 給料水準の引下げと併せても国の指定基準に基づく支給割合によれば著しく給与水準が上昇する場合については、地域手当の支給割合について住民の理解と納得が得られるものとなることを基本として適切に対応すること。</p> <p>エ 都道府県にあつては、人事管理上一定の考慮が必要となる場合等であっても、地域手当の趣旨が没却されるような措置は厳に行わないこと。</p> <p>また、地域手当の支給根拠となる地方自治法第204条第2項は、一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）の改正と同時期に改正を行うことを予定しているので、関係する地方公共団体においては、給与法及び地方自治法の改正等を踏まえて適切に対処すること。これに伴い、従前の調整手当については、廃止される予定であるので留意すること。なお、現行の調整手当について、国が定める支給割合を超えて支給している団体等にあつては、これを機に是正し、適正な地域手当の支給を行うこと。</p> <p>(2) 地域手当については、医療職俸給表(一)適用者等に対する特例措置や、現行の調整手当の異動保障措置と同様の措置が講じられていることについて留意すること。</p>	<p>第2 給与制度の総合的見直しについて</p> <p>2 地域手当</p> <p>国家公務員給与においては、地域ごとの民間賃金の水準をよりの確に公務員給与に反映させるため、俸給水準の引下げと併せ、地域手当において、級地区分の増設や支給割合の見直し、賃金構造基本統計調査のデータ更新に基づく支給地域の見直し等を行うこととされたところである。地方公共団体においても、これを踏まえ、地域手当について所要の見直しを行うこと。その際、次の事項に留意すること。</p> <p>(1) 当該団体における第2の1の給料水準の見直しと併せ、<u>国における地域手当の指定基準に基づき、支給地域及び支給割合を定めることが原則であること。</u></p> <p>(2) 給料水準の引下げと併せても国の指定基準に基づく支給割合によれば著しく給与水準が上昇する場合については、地域手当の支給割合について住民の理解と納得が得られるものとなることを基本として適切に対応すること。</p> <p>(3) 都道府県にあつては、人事管理上一定の考慮が必要となる場合、国の基準にのっとりた場合の支給総額を超えない範囲で、支給割合の差の幅の調整を行うことは差し支えないが、この場合であっても地域手当の趣旨が没却されるような措置は厳に行わないこと。</p> <p>(4) 医療職俸給表(一)適用者に対する特例措置の支給割合についても見直しが講じられていることに留意すること。</p>

地域手当の支給対象団体数の推移

1. 支給対象地域のある都道府県数の推移

現行：30団体 → 見直し後：32団体

※新潟県と徳島県が新たに追加

2. 支給対象地域のある市町村数の推移

現行：359団体 → 見直し後：405団体
(20.6%) (23.2%)

見直し後の地域手当支給団体数の内訳	
1級地 20%	23団体 (1.3%)
2級地 16%	24団体 (1.4%)
3級地 15%	31団体 (1.8%)
4級地 12%	23団体 (1.3%)
5級地 10%	54団体 (3.1%)
6級地 6%	150団体 (8.6%)
7級地 3%	100団体 (5.7%)
合計	405団体 (23.2%)

8. 今後に向けた課題

（4）地域手当のあり方

地域手当については、地方公務員給与においても人事院が作成した基準にのっとり支給地域・支給割合を定めることが原則と考えられる（資料9、10）。

しかしながら、地方団体等からは、地域手当の指定状況が必ずしもそれぞれの地域の実情を適切に反映していないのではないかとの声があり、例えば、地域手当の指定方法、近隣団体間での格差拡大への対応、地域の一体性を考慮した市町村に対する補正のあり方、級地区分ごとの支給割合の差の幅に対する疑問、支給地域等の見直し期間などについて様々な意見がある（資料11）。

これらの意見に関し、地域手当の指定については、専門的な第三者機関である人事院において客観的な統計データに基づいて行われており、その際、民間賃金水準の把握にあたり経済活動が比較的安定的・継続的に行われている人口規模等を考慮していること、地域の一体性が認められる市町村に対する補正については2段階の級地に格付けができるよう拡充されていること、支給割合の差の幅については現行制度との継続性や級地区分の変更による支給割合の低下を避けること等を総合的に勘案して指定基準が設定されているものと考えられ、これらのことを踏まえると、現時点でこれと異なる客観的な基準を設けることは困難であると考えられる。

したがって、今回の給与制度の総合的見直しでは原則として国の基準にのっとり見直しを行うことが必要であるが、今後、今回の見直しにおける各地域の実情を十分に分析し、関係機関と連携しながら地域手当のあり方について将来に向けて研究を行っていくことが望まれる。

今回の地域手当の見直しに関する 個別の地方団体の意見

- 地域手当の指定基準が3%、6%、10%、12%という粗い刻みとなっており、切り捨てる部分が多いことを考慮すべきではないか。
- 支給団体に囲まれた非支給地もあるなど、近隣団体との地域手当の支給割合の格差が大きい場合もあることから、何らかの配慮ができないか。
- 地域手当について、生活圈や経済圏を考慮した設定ができないか。
- 賃金指数による指定が5万人以上の市とされていることから、町村は民間賃金が高い地域であっても地域手当の対象とならない一方、大都市に通う人が多い町村は、パーソントリップ補正により地域手当の対象となっており、バランスを欠くのではないか。
- 同一の職務でありながら20%もの差をつけることが適当か。
- 地域間の給与差が大きくなると優秀な人材の確保ができなくなるのではないか。
- 東京23区への通勤圏にある地域の場合、地域手当の支給割合が高い東京に人材が集まってしまい、東京一極集中につながるのではないか。
- 社会経済状況の変化に対応するため10年ごととされている見直しについて、より短い期間での見直しとすべきでないか。

など

地域手当に関する分析結果概要
（「地方公務員の給与決定に関する調査研究会」報告書（H27.3））

1. 賃金指数の分析

- 人口5万人未満の市及び町村についても賃金指数を算出し、安定性を検証。
（H15～24に合併していない872団体（うち5万人未満の市及び町村637団体）を対象）
- 人口5万人以上の市と比べ、①賃金データ欠損年のある団体が多い、②調査事業所数・従業員数の規模が小さい等、指数の安定性は低く、その活用には限界あり。
- 仮に人口5万人以上の市と同程度の賃金データが揃う団体についても、その数は極めて限られ、かつ、賃金指数が93.0を超える団体は8団体のみ。

2. パーソントリップ補正の拡充

- 中核的な市の要件を、「県庁所在地又は人口30万人以上の市」に加え、「賃金指数により指定される地域」に拡大した場合、19団体が新たにパーソントリップ補正の対象に該当。
- 現行2段階にとどまる補正段階を、6段階（最大2級地）まで拡大した場合、43団体が現在より上位の級地に該当。
- いずれも、地方公共団体の現場感覚や住民感情に近づく可能性について指摘。

3. 囲繞地等の補正

- 地域手当支給地域に囲まれた地域（囲繞地）又は複数隣接する地域を支給地域に指定するとした場合、囲繞地は16団体、複数隣接地域は152団体となる。
- 隣接等するのみで民間賃金の高さや地域の一体性は推定できないが、囲繞地の場合は、周囲への通勤者率等を総合勘案して補正対象とする可能性を指摘。

4. 支給割合の幅の細分化

- 支給割合を1%刻みとした場合、上昇：28団体、低下：146団体
（賃金指数の算出されている325団体を対象）
- よりきめ細かく反映できる反面、支給割合の変動も起こりやすくなる点に留意が必要との指摘。

5. 地域手当見直し期間の短縮

10年とされている見直しを5年とすれば、データの安定性や直近の経済状況の反映が図られる反面、制度が安定的に運用される期間が短くなる懸念。

6. 超過支給団体の状況

- 近隣団体との均衡を考慮するものが半数、都道府県の支給割合を考慮するものが約2割。
- 超過支給の必要性を裏付ける客観的なデータを示し、立証する必要性を指摘。

平成25年 ラスパイレス指数(参考値)《指数が高い順》

＜都道府県＞

順位	都道府県名	ラスパイレス 指数 (参考値)
1	静岡県	102.8
2	東京都	102.7
3	栃木県	101.9
3	福岡県	101.9
5	埼玉県	101.5
6	千葉県	101.4
7	茨城県	101.0
7	群馬県	101.0
9	宮城県	100.9
9	三重県	100.9
11	福島県	100.7
12	熊本県	100.6
13	山形県	100.5
14	愛知県	100.4
14	奈良県	100.4
16	和歌山県	100.3
16	大分県	100.3
18	新潟県	100.2
19	山梨県	100.1
19	山口県	100.1
21	滋賀県	99.7
22	富山県	99.6
22	岡山県	99.6
22	佐賀県	99.6

順位	都道府県名	ラスパイレス 指数 (参考値)
25	広島県	99.5
26	石川県	99.4
27	福井県	99.3
28	長崎県	99.2
29	青森県	99.1
30	京都府	98.9
30	愛媛県	98.9
30	沖縄県	98.9
33	秋田県	98.8
34	高知県	98.6
35	岩手県	98.5
36	長野県	98.4
37	岐阜県	98.3
38	神奈川県	97.9
38	香川県	97.9
40	兵庫県	97.8
40	宮崎県	97.8
42	鹿児島県	97.7
43	島根県	97.5
44	徳島県	97.0
45	北海道	94.1
46	大阪府	93.5
47	鳥取県	91.6

＜指定都市＞

順位	指定都市名	ラスパイレス 指数 (参考値)
1	川崎市	103.8
2	横浜市	103.4
3	名古屋市	103.1
4	北九州市	103.0
5	静岡市	102.6
6	福岡市	102.3
7	さいたま市	102.0
7	千葉市	102.0
9	京都市	101.9
9	神戸市	101.9

順位	指定都市名	ラスパイレス 指数 (参考値)
11	仙台市	101.2
12	岡山市	100.8
13	札幌市	100.5
14	相模原市	100.2
15	広島市	99.9
16	熊本市	99.5
17	新潟市	99.2
18	浜松市	97.9
19	大阪市	96.4
20	堺市	94.9

平成25年 ラスパイレス指数(参考値)《指数が高い順》

＜中核市(全42市)＞

順位	都道府県名	ラスパイレス 指数 (参考値)
1	西宮市	103.0
2	郡山市	102.8
3	宇都宮市	102.1
3	大津市	102.1
5	船橋市	101.9
5	大分市	101.9
7	豊田市	101.8
8	柏市	101.7
9	姫路市	101.6
10	岐阜市	101.5
11	岡崎市	101.4
12	いわき市	101.1
12	倉敷市	101.1
14	横須賀市	101.0
15	福山市	100.9
16	川越市	100.8
16	豊橋市	100.8
16	鹿児島市	100.8
19	富山市	100.6
20	下関市	100.5
21	宮崎市	100.2

順位	都道府県名	ラスパイレス 指数 (参考値)
22	金沢市	100.0
23	盛岡市	99.9
23	秋田市	99.9
23	松山市	99.9
23	高知市	99.9
27	久留米市	99.6
28	高崎市	99.4
28	東大阪市	99.4
30	長野市	99.3
30	和歌山市	99.3
32	高松市	99.2
33	青森市	99.1
34	前橋市	99.0
34	長崎市	99.0
36	旭川市	98.9
37	豊中市	98.8
37	高槻市	98.8
39	尼崎市	98.2
40	那覇市	98.0
41	奈良市	97.5
42	函館市	92.0

平成25年 ラスパイレス指数(参考値)《指数が高い順(上位50団体)》

＜指定都市及び中核市を除く市区町村(全1,680団体)＞

順位	市区町村名		ラスパイレス 指数 (参考値)
1	兵庫県	芦屋市	105.3
2	千葉県	八千代市	103.8
2	兵庫県	伊丹市	103.8
4	千葉県	松戸市	103.5
5	千葉県	芝山町	103.4
6	東京都	武蔵野市	103.2
7	埼玉県	熊谷市	103.0
7	埼玉県	川口市	103.0
7	千葉県	市川市	103.0
10	千葉県	神崎町	102.9
10	東京都	町田市	102.9
10	愛知県	東海市	102.9
13	東京都	福生市	102.8
14	埼玉県	戸田市	102.7
14	千葉県	市原市	102.7
14	千葉県	袖ヶ浦市	102.7
14	東京都	稲城市	102.7
14	三重県	四日市市	102.7
19	埼玉県	上尾市	102.6
19	埼玉県	桶川市	102.6
19	千葉県	我孫子市	102.6
19	東京都	小金井市	102.6
19	兵庫県	三田市	102.6
24	埼玉県	越谷市	102.5
24	静岡県	熱海市	102.5
24	静岡県	三島市	102.5

順位	市区町村名		ラスパイレス 指数 (参考値)
24	愛知県	岩倉市	102.5
24	長崎県	時津町	102.5
29	埼玉県	滑川町	102.4
29	東京都	瑞穂町	102.4
29	愛知県	犬山市	102.4
32	千葉県	鎌ヶ谷市	102.3
32	東京都	調布市	102.3
32	神奈川県	藤沢市	102.3
32	静岡県	沼津市	102.3
36	埼玉県	入間市	102.2
36	静岡県	御殿場市	102.2
36	広島県	竹原市	102.2
39	大分県	日田市	102.1
40	埼玉県	八潮市	102.0
40	東京都	国分寺市	102.0
40	神奈川県	開成町	102.0
40	静岡県	藤枝市	102.0
40	大阪府	阪南市	102.0
45	埼玉県	和光市	101.9
45	埼玉県	北本市	101.9
45	千葉県	佐倉市	101.9
45	東京都	狛江市	101.9
45	東京都	羽村市	101.9
45	岡山県	玉野市	101.9
45	福岡県	行橋市	101.9

平成25年 ラスパイレス指数(参考値)《指数が低い順(下位50団体)》

＜指定都市及び中核市を除く市区町村(全1,680団体)＞

順位	市区町村名		ラスパイレス 指数 (参考値)
1	大分県	姫島村	72.5
2	新潟県	粟島浦村	73.4
3	北海道	夕張市	76.7
4	北海道	留萌市	79.0
5	青森県	大鱈町	81.0
6	沖縄県	多良間村	81.4
7	沖縄県	与那国町	82.7
8	京都府	笠置町	83.9
8	鹿児島県	与論町	83.9
10	鹿児島県	伊仙町	84.0
11	愛媛県	上島町	84.4
12	沖縄県	座間味村	85.0
13	沖縄県	伊平屋村	85.3
14	東京都	御蔵島村	85.6
15	石川県	穴水町	85.8
16	埼玉県	皆野町	85.9
16	石川県	中能登町	85.9
18	福井県	池田町	86.2
18	沖縄県	栗国村	86.2
20	鹿児島県	徳之島町	86.4
21	奈良県	天川村	86.7
21	奈良県	下北山村	86.7
23	愛媛県	愛南町	86.8
24	石川県	宝達志水町	86.9
24	沖縄県	北大東村	86.9

順位	市区町村名		ラスパイレス 指数 (参考値)
26	沖縄県	東村	87.0
27	沖縄県	渡名喜村	87.1
28	青森県	黒石市	87.5
29	秋田県	井川町	87.8
30	岐阜県	白川町	88.0
30	愛媛県	伊方町	88.0
32	群馬県	神流町	88.3
32	東京都	青ヶ島村	88.3
32	沖縄県	南大東村	88.3
35	秋田県	八郎潟町	88.4
35	愛知県	東栄町	88.4
35	大阪府	泉佐野市	88.4
35	高知県	佐川町	88.4
39	岩手県	田野畑村	88.5
40	群馬県	上野村	88.6
40	長野県	泰阜村	88.6
42	岐阜県	東白川村	88.7
42	鹿児島県	阿久根市	88.7
44	東京都	三宅村	88.9
44	和歌山県	高野町	88.9
46	福島県	泉崎村	89.1
46	奈良県	上牧町	89.1
46	熊本県	産山村	89.1
46	宮崎県	西米良村	89.1
50	岐阜県	池田町	89.2
50	奈良県	上北山村	89.2

地域手当補正後ラスパイレス指数

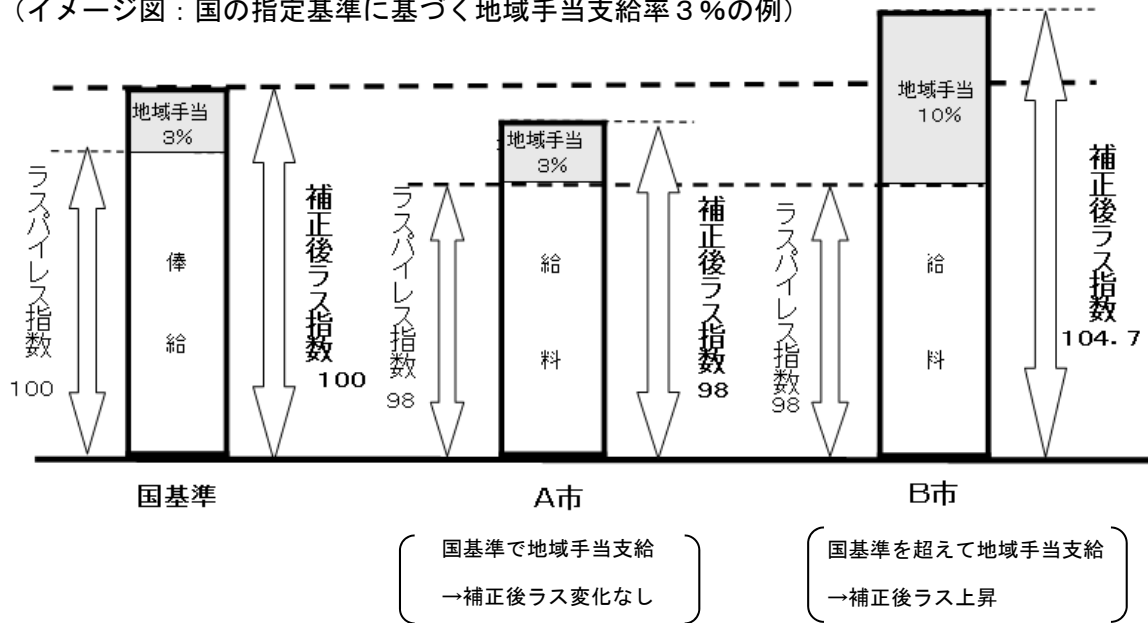
平成18年度からの国の給与構造改革に伴い、給料表の引き下げとともに、地域の民間賃金水準を基礎とした客観的な支給基準に基づく地域手当が導入されたことから、地域手当を加味した、地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数）を参考として算出したものである。

1 地域手当補正後ラスパイレス指数の算出方法

$$\text{地域手当補正後ラスパイレス指数} = \text{補正前のラスパイレス指数} \times \frac{1 + \text{当該団体の地域手当支給率}}{1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給率}^{\ast}}$$

※都道府県及び合併市町村については、分母を「1+国の指定基準に基づく地域手当の都道府県・合併市町村職員への加重平均支給率」として算出。

（イメージ図：国の指定基準に基づく地域手当支給率3%の例）



2 地域手当補正後ラスパイレス指数（団体区分別平均）

区分	ラスパイレス指数		地域手当補正後ラスパイレス指数		差引	
	A	(参考値)	B	(参考値)	B-A	(参考値)
全地方公共団体	106.9	98.8	106.7	98.7	△ 0.2	△ 0.1
都道府県	107.4	99.3	106.9	98.8	△ 0.5	△ 0.5
指定都市	109.1	100.8	108.8	100.5	△ 0.3	△ 0.3
市	106.6	98.5	106.7	98.6	0.1	0.1
町村	103.2	95.4	103.4	95.6	0.2	0.2
特別区	108.2	100.0	108.2	100.0	0.0	0.0

※「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値

平成25年 地域手当補正後ラスパイレス指数《指数が高い順》

＜都道府県＞

順位	都道府県名	地域手当補正後ラスパイレス指数
1	東京都	103.6
2	静岡県	101.4
3	群馬県	100.9
4	福岡県	100.8
5	福島県	100.7
5	千葉県	100.7
7	宮城県	100.6
7	栃木県	100.6
7	熊本県	100.6
10	山形県	100.5
10	埼玉県	100.5
12	三重県	100.4
13	和歌山県	100.3
13	大分県	100.3
15	新潟県	100.2
16	山口県	99.9
17	山梨県	99.7
18	岡山県	99.6
18	佐賀県	99.6
20	石川県	99.4
21	長崎県	99.2
22	青森県	99.1
22	滋賀県	99.1
24	愛知県	98.9

順位	都道府県名	地域手当補正後ラスパイレス指数
24	愛媛県	98.9
24	沖縄県	98.9
27	秋田県	98.8
27	福井県	98.8
27	京都府	98.8
30	広島県	98.6
30	高知県	98.6
32	岩手県	98.5
33	岐阜県	98.3
34	長野県	98.2
35	宮崎県	97.8
36	鹿児島県	97.7
37	富山県	97.6
37	兵庫県	97.6
39	茨城県	97.5
39	島根県	97.5
41	神奈川県	97.2
42	徳島県	97.0
43	奈良県	96.9
44	香川県	95.9
45	北海道	94.1
46	大阪府	91.6
46	鳥取県	91.6

＜指定都市＞

順位	指定都市名	地域手当補正後ラスパイレス指数
1	川崎市	103.8
2	横浜市	103.4
3	北九州市	103.0
4	静岡市	102.6
5	福岡市	102.3
6	さいたま市	102.0
6	千葉市	102.0
8	京都市	101.9
8	神戸市	101.9
10	名古屋市	101.3

順位	指定都市名	地域手当補正後ラスパイレス指数
11	岡山市	100.8
12	札幌市	100.5
13	相模原市	99.9
14	熊本市	99.5
15	新潟市	99.2
16	広島市	99.0
17	仙台市	98.3
18	浜松市	97.9
19	大阪市	96.4
20	堺市	94.9

平成25年 地域手当補正後ラスパイレス指数《指数が高い順》

＜中核市(全42市)＞

順位	都道府県名	地域手当補正後ラスパイレス指数
1	岡崎市	106.3
2	西宮市	103.0
3	郡山市	102.8
4	宇都宮市	102.3
5	柏市	102.2
6	大津市	102.1
7	船橋市	101.9
7	大分市	101.9
9	姫路市	101.6
10	岐阜市	101.5
11	いわき市	101.1
11	倉敷市	101.1
13	横須賀市	101.0
14	福山市	100.9
15	川越市	100.8
15	豊橋市	100.8
15	鹿児島市	100.8
18	富山市	100.6
19	下関市	100.5
20	宮崎市	100.2
21	金沢市	100.0

順位	都道府県名	地域手当補正後ラスパイレス指数
21	豊田市	100.0
23	盛岡市	99.9
23	秋田市	99.9
23	松山市	99.9
23	高知市	99.9
27	高崎市	99.7
28	久留米市	99.6
29	東大阪市	99.4
30	和歌山市	99.3
31	高松市	99.2
32	青森市	99.1
32	前橋市	99.1
34	長崎市	99.0
35	旭川市	98.9
36	豊中市	98.8
36	高槻市	98.8
38	長野市	98.4
39	尼崎市	98.2
40	那覇市	98.0
41	奈良市	97.5
42	函館市	92.0

平成25年 地域手当補正後ラスパイレス指数≪指数が高い順(上位50団体)≫

＜指定都市及び中核市を除く市区町村(全1,680団体)＞

順位	市区町村名		地域手当補正後ラスパイレス指数
1	東京都	瑞穂町	113.2
2	千葉県	君津市	108.6
2	神奈川県	綾瀬市	108.6
4	神奈川県	愛川町	108.0
5	愛知県	東海市	107.9
6	東京都	羽村市	107.7
6	兵庫県	明石市	107.7
8	千葉県	芝山町	106.5
8	東京都	武蔵村山市	106.5
10	埼玉県	川口市	106.4
11	静岡県	小山町	106.3
12	愛知県	安城市	105.5
12	愛知県	高浜市	105.5
14	東京都	日の出町	105.4
15	東京都	三鷹市	105.3
15	神奈川県	寒川町	105.3
17	埼玉県	朝霞市	105.2
17	神奈川県	平塚市	105.2
19	神奈川県	開成町	105.1
19	静岡県	藤枝市	105.1
21	愛知県	幸田町	104.9
22	東京都	東久留米市	104.7
22	神奈川県	南足柄市	104.7
22	神奈川県	葉山町	104.7
25	埼玉県	戸田市	104.6
26	千葉県	木更津市	104.4
26	東京都	奥多摩町	104.4

順位	市区町村名		地域手当補正後ラスパイレス指数
26	兵庫県	芦屋市	104.4
29	千葉県	富里市	104.3
30	神奈川県	藤沢市	104.2
31	千葉県	八千代市	103.8
31	静岡県	富士市	103.8
31	静岡県	長泉町	103.8
31	兵庫県	伊丹市	103.8
35	千葉県	市原市	103.7
35	三重県	亀山市	103.7
37	埼玉県	草加市	103.6
38	千葉県	松戸市	103.5
38	千葉県	流山市	103.5
38	三重県	朝日町	103.5
38	三重県	川越町	103.5
42	埼玉県	所沢市	103.4
43	千葉県	鎌ヶ谷市	103.3
43	東京都	檜原村	103.3
45	埼玉県	熊谷市	103.2
45	東京都	武蔵野市	103.2
47	埼玉県	三芳町	103.0
47	千葉県	市川市	103.0
49	茨城県	東海村	102.9
49	千葉県	佐倉市	102.9
49	千葉県	神崎町	102.9
49	東京都	町田市	102.9
49	京都府	向日市	102.9

平成25年 地域手当補正後ラスパイレス指数≪指数が低い順(下位50団体)≫

＜指定都市及び中核市を除く市区町村(全1,680団体)＞

順位	市区町村名		地域手当補正後ラスパイレス指数
1	大分県	姫島村	72.5
2	新潟県	粟島浦村	73.4
3	北海道	夕張市	76.7
4	北海道	留萌市	79.0
5	青森県	大鱈町	81.0
6	沖縄県	多良間村	81.4
7	沖縄県	与那国町	82.7
8	京都府	笠置町	83.9
8	鹿児島県	与論町	83.9
10	鹿児島県	伊仙町	84.0
11	愛媛県	上島町	84.4
12	沖縄県	座間味村	85.0
13	沖縄県	伊平屋村	85.3
14	東京都	御蔵島村	85.6
15	石川県	穴水町	85.8
16	埼玉県	皆野町	85.9
16	石川県	中能登町	85.9
18	福井県	池田町	86.2
18	沖縄県	栗国村	86.2
20	鹿児島県	徳之島町	86.4
21	奈良県	天川村	86.7
21	奈良県	下北山村	86.7
23	愛媛県	愛南町	86.8
24	石川県	宝達志水町	86.9
24	沖縄県	北大東村	86.9

順位	市区町村名		地域手当補正後ラスパイレス指数
26	沖縄県	東村	87.0
27	沖縄県	渡名喜村	87.1
28	青森県	黒石市	87.5
29	秋田県	井川町	87.8
30	岐阜県	白川町	88.0
30	愛媛県	伊方町	88.0
32	富山県	舟橋村	88.2
33	群馬県	神流町	88.3
33	東京都	青ヶ島村	88.3
33	沖縄県	南大東村	88.3
36	秋田県	八郎潟町	88.4
36	愛知県	東栄町	88.4
36	大阪府	泉佐野市	88.4
36	高知県	佐川町	88.4
40	岩手県	田野畑村	88.5
41	群馬県	上野村	88.6
41	長野県	泰阜村	88.6
43	岐阜県	東白川村	88.7
43	鹿児島県	阿久根市	88.7
45	茨城県	取手市	88.9
45	東京都	三宅村	88.9
45	和歌山県	高野町	88.9
48	福島県	泉崎村	89.1
48	奈良県	上牧町	89.1
48	熊本県	産山村	89.1
48	宮崎県	西米良村	89.1